

第2編 開発許可申請手続き

第1章 申請書等作成

第1節 公共施設管理者の同意及び協議

(1) 協議書提出先

公共施設の管理者が二本松市長の場合は、建設部都市計画課へ提出します。(複数の施設がある場合も一括して協議します。)

公共施設の管理者が二本松市長以外の場合は、それぞれの管理者と協議を行います。

○ 事前協議部署

| 関係部署 | 取扱事項 |
|----------|--|
| 都市計画課 | <ul style="list-style-type: none">・開発行為関係全般の調整・緑地又は公園・都市下水路・法53条許可が必要となる開発 |
| 財政課 | <ul style="list-style-type: none">・普通財産の使用 |
| 生活環境課 | <ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物収集運搬（ごみ収集所関係）・集会所・消防水利施設・開発行為に伴う騒音又は振動等に対する指導 |
| 農業振興課 | <ul style="list-style-type: none">・農業振興地域地区における開発行為の適否の判断・二本松地域内における農業用水路の利用・森林の伐採 |
| 商工課 | <ul style="list-style-type: none">・工場等を建設する場合における関係機関との調整 |
| 土木課 | <ul style="list-style-type: none">・二本松地域における道路法24条申請・法定外公共物の利用又は払い下げ・二本松地域における道路側溝の利用等・調整池・雨水、排水対策 |
| 建築住宅課 | <ul style="list-style-type: none">・建築確認申請・後退道路・位置指定道路 |
| 上下水道課 | <ul style="list-style-type: none">・給水施設・下水道区域内における下水道接続・認可区域外における下水道接続・浄化槽 |
| 各支所産業建設課 | <ul style="list-style-type: none">・各支所管内における農業用水路の利用・各支所管内における道路法24条申請・各支所管内における道路側溝の利用等 |
| 文化課 | <ul style="list-style-type: none">・埋蔵文化財重点地区等の確認 |
| 農業委員会 | <ul style="list-style-type: none">・農用地の転用許可 |

(2) 提出部数

① 協議先が二本松市長の場合

1. 公共施設管理予定者との事前協議申請書（正本）…………… 1部
2. 公共施設管理予定者との事前協議申請書（副本）……………対象となる公共施設数の部数
3. 公共施設管理者同意願出書（正本）…………… 1部
4. 公共施設管理者同意願出書（副本）……………対象となる公共施設数の部数
5. 公共施設管理予定者との協議経過書（正本）……………対象となる公共施設ごとに1部
6. 公共施設管理予定者との協議経過書（副本）……………対象となる公共施設ごとに1部
7. 添付図書……………対象となる公共施設ごとに1部+1部

② 協議先が二本松市長以外の場合は、公共施設管理者の所定の手続きに従って下さい。

(3) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

| 順 | 名称 ※様式 | 内容、留意事項等 |
|---|-------------------------------|--|
| 1 | 公共施設管理予定者との事前協議申請書 ※第13号様式 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者又は工事施工者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者氏名を記載 ・開発区域の全ての地番表示（一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載）、欄が不足する場合は地番表の別添も可 ・面積は実測値（小数点第2位まで） ・「5 工事施工者の住所、氏名及び電話」の欄は、事業者が決定していない場合はその理由を記載 ・「8 関係法令等」の欄は、開発行為を行なうことについて、農地法、その他の法令による許認可等を要する場合には、その手続き状況を記載 ・「(裏面) 概要」の欄の道路幅員は有効幅員を、面積は道路敷を含めて記載 |
| 2 | 公共施設管理者同意願出書 ※第14号様式 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者又は工事施工者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者氏名を記載 ・開発区域の全ての地番表示（一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載）、欄が不足する場合は地番表の別添も可 ・面積は実測値（小数点第2位まで） ・「5 工事施工者の住所、氏名及び電話」の欄は、事業者が決定していない場合はその理由を記載 ・「8 関係法令等」の欄は、開発行為を行なうことについて、農地法、その他の法令による許認可等を要する場合には、その手続き状況を記載 ・「(裏面) 摘要」欄には廃止、交換の別等を記載 |
| 3 | 公共施設管理予定者との協議経過書 ※第17号様式 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者又は工事施工者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者氏名を記載 ・開発区域の全ての地番表示（一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載）、欄が不足する場合は地番表の別添も可 |
| 4 | 委任状 ※参考様式1 (代理人委任の場合) | <ul style="list-style-type: none"> ・委任者及び受任者の住所、氏名、開発区域及び面積、委任日等を明記 |
| 5 | 現況写真 | <ul style="list-style-type: none"> ・現況図との整合 |

《図面、計算書等》

※ 申請図書の凡例については、別表によること

※ 設計者の記名押印又は署名をすること

※ 対象となる公共施設ごとに帳合いすること。

| 順 | 図書の名称 | 縮尺 | 明示すべき事項及び注意事項 |
|---|-------------------|----------------|---|
| 1 | 開発区域位置図 | 1/50,000 以上 | ①方位 ②開発区域の位置 ③主要交通機関からの経路、名称 ④主要道路の名称 ⑤排水先の河川への経路、名称 ⑥周辺の都市施設 ※1/10,000の管内図のある区域はそれによること ※排水経路は着色 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可） |
| 2 | 開発区域区域図 | 1/2,500 以上 | ①方位 ②開発区域、市町村界、町又は字界、都市計画区域界 ③土地の地番及び形状 （公図の各筆を割り込んだものを明示） ※1/2,500の都市計画図のある区域はそれによること ※開発区域は朱線で明示（以下の図面も同じ） ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可） |
| 3 | 現況図 | 1/2,500 以上 | ①方位 ②地形 <ul style="list-style-type: none"> ・標高差を示す等高線 ・植生区分 ・既存建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 ③開発区域の境界（朱書き） ④開発区域及び開発区域の周辺の公共施設 <ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状 ・道路の幅員、道路交差点の地盤高、河川又は水路の幅員 ⑤令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団の状況（位置） ⑥令第28条の2第2に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況（位置） ⑦写真撮影場所、方向等を記入 ※等高線は2mの標高差を明示 ※樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあっては、規模が1ha以上の開発行為について記載 ※接続先道路の名称・種別・幅員を記入 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可） |
| 4 | 開発区域及び周辺の土地の公図の写し | | ①方位 ②開発区域の境界 ③地番、地目、権利者氏名 ④道路、河川・水路 ※開発区域の境界を朱書き ※周辺部も記入 ※転写場所、転写日、転写者名、を記入 ※複数枚になる場合は、参考図として大判で1枚にした集成図を添付 |
| 5 | 土地利用計画図 | 1/1,000 以上 | ①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③公共施設の位置及び形状 <ul style="list-style-type: none"> ・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置 ・開発区域内の既存道路の位置、形状及び幅員 ・開発区域外の道路の位置、形状及び幅員 ・接続先道路、取付道路の名称、位置、形状及び幅員 ・新設する道路の位置、形状、勾配、幅員、交差点及び隅切り辺長 |

| | | | |
|---|---------|---------------|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 ・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 ・消防水利、河川その他の公共施設の位置、形状及び幅 ・貯水施設の形状及び面積 ・遊水池（調整池）の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用の区分） <p>④予定建築物等の敷地の形状及び面積 ⑤敷地に係る予定建築物等の用途 ⑥公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 ⑦樹木又は樹木の集団の位置 ⑧緩衝帯の位置、形状及び幅員 ⑨法面（がけを含む。）の位置及び形状、擁壁の位置及び種類 ⑩開発区域内の既存建築物の位置 ⑪街区又は敷地の番号、辺長、面積、計画地盤高 ※凡例毎に着色するのが望ましい ※植栽する場合は樹木の種類を明示</p> |
| 6 | 造成計画平面図 | 1/1,000 以上 | <p>①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③切土又は盛土をする土地の部分 ④擁壁の位置、種類、高さ、延長 ⑤法面（がけを含む。）の位置、形状、高さ及び勾配 ⑥道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 ⑦調整池の位置及び形状 ⑧予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ⑨計画地盤高 ⑩隣接地の地盤高及び建物の位置 ⑪断面図作成箇所（A-A'等） ⑫ベンチマークの位置と高さ ※切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときはその部分を図示 ※現況図に重ね合わせて作成</p> |
| 7 | 造成計画断面図 | 1/1,000 以上 | <p>①測点番号（A-A'等） ②開発区域の境界（朱書き） ③切土又は盛土をする前後の地盤面 ④現地盤面と計画地盤面 ⑤計画地盤高 ⑥擁壁の構造及び垂直高 ⑦がけの勾配及び垂直高 ⑧法面の勾配、垂直高及び排水施設 ⑨表土の復元のある部分 ※高低差の著しい箇所について作成 ※盛土の場合、土質及び施工方法を明示</p> |
| 8 | 道路計画平面図 | 1/500 以上 | <p>①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③道路交点・宅地・公園その他の公共施設の計画高 ④路線番号 ⑤側点 ⑥縦横勾配・延長 ⑦曲線半径 ⑧縦断曲線延長 ⑨勾配変化点の高さ及び区間距離 ⑩L型及びU字溝の種別 ⑪舗装種別 ⑫安全施設の位置・形状・ガードレール等 ⑬帰属する道路区域 ⑭在来公道の位置・形状</p> |

| | | | |
|----|-----------|-------------|--|
| 9 | 道路横断面図 | 1/100 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ①路面、路盤の詳細 ②幅員構成（車道、歩道、中央帯、停車帯、自転車帯、自転車歩行者通行帯、路肩等による構成幅員） ③中央高からの高低差 ④中心線からの単距離及び追加距離 ⑤測点及び路線番号 ⑥道路側溝の位置、形状、寸法 ⑦雨水桝及び取付管の形状 ⑧埋設管の位置、勾配、形状及び人孔の形状 ⑨道路横断勾配 <p>※道路、幅員、構造別に表示</p> |
| 10 | 道路縦断面図 | 1/500 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ①測点、勾配 ②計画等、地盤高 ③単距離、追加距離 ④道路記号 ⑤基準線 <p>※幹線街路及び主要区画街路について作成</p> |
| 11 | 給水施設計画平面図 | 1/500 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③給水施設の位置、形状、内のり寸法 ④取水の位置及び方法 ⑤消火栓の位置 ⑥予定建築物等の敷地の形状及び計画高 <p>※排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい</p> |
| 12 | 排水施設計画平面図 | 1/500 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③排水区域の区域界 ④調整池の位置及び形状 ⑤都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ⑥道路側溝その他の排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法及び勾配 ⑦排水管の種類、位置、延長、勾配及び内径 ⑧人孔の位置及び人孔間距離 ⑨集水ますの位置、形状、内径又は内法幅、深さ ⑩水の流れの方向 ⑪吐口の位置 ⑫放流先河川又は水路の名称、位置、形状及び断面寸法 ⑬予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ⑭道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ⑮法面（がけを含む）又は擁壁の位置及び形状 ⑯流量計算書との照合符号 ⑰縦断面図作成箇所（A-A'等） <p>※集水区域を番号、系統毎に色分け、流下方向明示 ※流域界、集水系統別に色分け</p> |
| 13 | 排水施設構造図 | 1/50 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ①排水施設構造詳細図 ②開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水桝吐口等 |
| 14 | 排水施設縦断面図 | 1/50 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ①測点番号（A-A'等） ②排水施設の延長、寸法、勾配 ③排水施設高 ④人孔種類、位置・記号 ⑤人孔間距離 ⑥断面図作成箇所（A-A'等） <p>※1 ha 未満でも落差工のある時は作成</p> |
| 15 | 流末水路構造図 | 1/50 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ①放流先の水路、河川の構造詳細図（常水面も表示のこと） ②放流口の排水施設の構造詳細図 <p>※遊水池等の場合はその構造</p> |

| | | | |
|----|------------------------------|-------------|---|
| 16 | 排水先流路 図 | 1/500 以上 | ①方位 ②排水経路の道路、水路等の名称、管理者名及び寸法 ③排水先の河川等の名称及び寸法 ④排水経路の延長 ※申請地から河川までの排水経路を明示 ※水の流れの方向を矢印で明示 |
| 17 | 下水道縦断 図 | 1/500 以上 | ①人孔の種類、形状、位置、間隔 ②配水管の勾配、管径、土被、管低高 ③地盤高、計画地盤高 ※道路縦断図と兼ねてもよい |
| 18 | 公園広場等 計画図 | 1/100 以上 | ①方位 ②公園、広場の形状、寸法、施設の種類 ③出入口及びさく又はへの形状及び寸法 ※造成緑地についても作成 |
| 19 | その他の公 共、公益施 設計画平面 図 | 1/100 以上 | |
| 20 | 公共施設の 管理者に関 する図面 | 1/500 以上 | ①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③廃止される公共施設 ④変更される公共施設 ⑤新設される公共施設 ⑥新旧公共施設一覧表 ※道路、水路、公園等について作成 ※公図を基に作成 ※新旧公共施設一覧表には番号、面積、管理者、所有者記入 ※一覧表と符合させる |
| 21 | その他必要 に応じ指示 する図書 | | ※土量計算書 ※工作物等の施設の能力に関する計算書 ※ごみ集積所の位置、寸法等 ※残土処理場等 |

② 協議先が二本松市長以外の場合は、公共施設管理者の所定の手続きに従って下さい。

第2節 他法令の手続き

(1) 公有地の拡大の推進に関する法律

- ① 一定面積以上の土地を有償で譲り渡す場合、事前の届出
 - ・都市計画施設内の土地等で……………200㎡以上
 - ・その他の土地で……………10,000㎡以上
- ② 届出先：二本松市役所建設部都市計画課

(2) 国土利用計画法

- ① 一定面積以上の土地売買等の契約を締結したときは、契約の日から2週間以内に届け出なければなりません。
 - ・都市計画区域内……………5,000㎡以上
 - ・都市計画区域外……………10,000㎡以上
- ② 届出先：二本松市役所建設部都市計画課

(3) 福島県大規模土地利用事前指導要綱

- ① 事前協議の必要な行為
 - I 5ha以上の開発行為
 - II 開発区域内に農地法第4条又は第5条の規定に基づく農地転用許可を要する4haを超える農地を含む開発行為（除外事業等あり）
- ② 事前協議先：福島県県北地方振興局地域づくり・商工労政課

(4) 環境影響評価法

- ① 大規模な開発事業を行う者は、事前に環境影響評価を行う必要があります。
- ② 届出先：福島県生活環境部環境共生課

(5) 農地法

- ① 農地を含む場合、農地転用の許可申請を同時に行う必要があります。
- ② 届出先：二本松市農業委員会（申請受付締め切り：毎月25日）

(6) 森林法

- ① 保安林、保安施設地区の区域及び地域森林計画の対象になっている民有林において開発を行う場合に許可申請又は届出を行う必要があります。
- ② 申請・届出先：二本松市産業部農業振興課

(7) 道路法

- ① 承認（第24条）
道路管理者以外のものが、自らの費用で道路に関する工事を行う場合

- ② 担当機関
市建設部土木課（市道）
国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所（国道4号）
二本松土木事務所業務課（一般国道、県道）

(8) 建築基準法

- ① 建築確認
一定規模以上の擁壁等の工作物を設置する場合
- ② 担当機関
特定行政庁（福島県土木部建築指導課、福島県県北建設事務所建築住宅課）
指定確認機関（(財)ふくしま建築センターほか）

(9) 文化財保護法

- ① 埋蔵文化財包蔵地の現状に何らかの変更を招来する一切の行為は届出を行う必要があります。
- ② 届出先：二本松市教育委員会文化課

(10) 土壌汚染対策法

- ① 一定規模（3,000㎡）以上の土地の掘削その他の土地の形質の変更を行う者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに計画の届出を行う必要があります。
- ② 届出先：二本松市民部生活環境課

(11) 自然公園法及び福島県立自然公園条例

- ① 許可（届出）
国立公園・国定公園・県立自然公園内で、工作物の新設、建築物の新築・改築・増築、木材の伐採、土地の開墾、土地の形状の変更等を行おうとする場合
- ② 担当機関：福島県県北地方振興局県民生活課

(12) 景観法、福島県景観条例及び二本松市景観条例

- ① 届出・協議
大規模な建築物及び工作物の新築等や土地の区画形質の変更などで、大規模行為を行う場合には届出が必要になります。また、「大規模特定行為」に該当する場合は、届出をする前に協議が必要となります。
- ② 届出（協議）時期
大規模行為届出・・・・・・・・・・着手日の30日前
大規模特定行為の事前協議・・・・・・・・・・着手日の60日前
- ③ 届出先：二本松市建設部都市計画課

(13) 屋外広告物法及び福島県屋外広告物条例

- ① 屋外で公衆に表示されているポスター、立看板、広告板、広告塔などの屋外広告物を許可地域に表示するためには、市長の許可が必要となります。
- ② 申請先：二本松市建設部都市計画課

(14) その他の法令

店舗、工場等の開発行為は、都市計画法上は適合する用途であっても、これら継続的に行うために必要な資格等を有しない限り、これらの業を開始できないことにもなりかねませんので、建築物の用途が資格等が必要な場合には、資格等を取得しているか、又は取得する見込みを確認します。

- ・ 水道法（専用水道の布設工事等）
- ・ 福島県給水施設等条例（給水施設の布設工事等）
- ・ 温泉法（温泉ゆう出目的での土地の掘削・試掘、温泉保護地域等での土地の掘削・試掘）
- ・ 公有水面埋立法（河、沼等の埋立て）
- ・ 河川法（河川占用、工作物、土地の掘削等）
- ・ 砂防法（砂防指定地で土地の掘削、立木竹の伐採等）
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地崩壊危険区域内でのり切、切土、立木竹の伐採、水の放流、土砂採取等）
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害特別警戒区域内での開発行為等）
- ・ 消防法（屋外タンク貯蔵所等の危険物施設）
- ・ 火薬類取締法（火薬の貯蔵施設等）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物処理施設）
- ・ 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（産業廃棄物処理施設、保管場所、汚染土壌の処分等）
- ・ 福島県産業廃棄物処理指導要綱（産業廃棄物処理施設）
- ・ 大気汚染防止法（工場、事業場等のばい煙、粉じん発生施設等）
- ・ 水質汚濁防止法（工場、事業場等の有害物質使用特定施設等）
- ・ 騒音規制法（工場、事業場等の騒音）
- ・ 振動規制法（金属加工機械等の施設、くい打機・くい抜機を使用する作業等）
- ・ 福島県生活環境の保全等に関する条例（騒音指定建設作業の届出等）
- ・ 悪臭防止法（悪臭物質濃度規制等）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（大気基準、水質基準等）
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律（墓地経営等の許可）
- ・ 福島県ゴルフ場開発指導要綱（9ホール以上）
- ・ 大規模小売店舗立地法（1,000㎡を超える店舗面積の新設等）
- ・ 福島県商業まちづくりの推進に関する条例（6,000㎡を超える店舗面積の新設等）
- ・ 工場立地法（製造業等の新設の場合、建築面積3,000㎡以上の届出等）
- ・ 福島県工業開発条例（敷地面積1,000㎡以上の工場新設等）

第3節 開発許可申請

(1) 申請書提出先

二本松市の区域で行う開発行為にあつては、二本松市役所建設部都市計画課となります。

〒964-8601 福島県二本松市金色403-1（二本松市役所本庁舎2階）

また、複数の市町村にまたがる区域を対象とする開発行為の場合は、当該市町村それぞれに申請書を提出することになります。

(2) 提出部数

① 申請書……………正本1部、副本2部

② 添付図書……………正本1部、副本2部

（盛土規制法のみなし許可の取扱いを受ける場合は、上記の部数を提出してください。）

(3) 様式、添付図書、添付順序、留意事項等

A 自己用住宅の場合

B 自己業務用の場合

C その他の場合

《書面》

△は1ha以上の場合

| 順 | 名称 ※様式 | 内容、留意事項等 | A | B | C |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 開発行為許可申請書 （都市計画区域内の開発行為で3,000㎡以上の場合） ※別記様式第二 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の全ての地番表示（一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載）、欄が不足する場合は地番表の別添も可 ・住所は略さず正確に記載します。添付している住民票等の記載を確認し、そのとおりに記載します。（例：一丁目2番3号（1-2-3などと略さない） ・地番順に記載 ・認定外道路、水路（いわゆる赤線、青線）を見落としていないか。「この場合は、・・・、○○番○及び○○番○並びにこれらの区域に介在（隣接・隣接介在）する認定外道路及び水路」と記載する。記入欄が狭い場合は、別紙に記載することも可。 ・工区に分けたときは、その位置、区域、規模を明記 ・面積は㎡単位で実測値（小数点第2位まで） ※実測値と登記簿とで整合しない場合、実測地とするが土地境界立会確認書を添付 ・「予定建築物等の用途」欄は、建築基準法上の表現とし、工場などの場合は、何の工場か括弧書きで具体的に記載。既存建築物を含めた開発の場合、その建築物も含める ・「工事施行者住所氏名」欄は、「未定」として申請される場合があるが、公共団体等が申請者の場合で、「内部規定等で入札手続きは諸法令の手続完了後に行うため」といった内容の理由以外には認められない。 ・「工事着手予定年月日」欄は、許可日が予定日を過ぎてしまう場合が想定されるときは、「許可の日から」と記載することも可能 ・他の法令による許認可等を要する場合には、その手続き状況を明記 | ○ | ○ | ○ |
| | 開発行為許可申請書 （都市計画区域外の開発行為で10,000㎡以上の場合） ※別記様式第二の二 | | | | |
| 2 | 委任状 ※参考様式1 （代理人委任の場合） | <ul style="list-style-type: none"> ・委任者及び受任者の住所、氏名、開発区域及び面積、委任日等を明記 | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | |
|---|---|--|---|---|---|
| 3 | 申請者の印鑑登録証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 発行後3ヶ月以内のもの 申請書、委任状の印影と合致させる | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 設計説明書 ※第11号様式 | <ul style="list-style-type: none"> 開発の目的、必要性等を簡述すること 工区に分割したときは工区別の内訳表を作成 | × | ○ | ○ |
| 5 | 資金計画書 ※別記様式第三 | <ul style="list-style-type: none"> 宅地処分収入に、申請宅地の分譲等の処分収入を記載しないこと 工事費のうち、整地工事費は、伐採、暗渠、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等について算定 道路工事費は路盤工、道路側溝、砂利敷、舗装等について算定 排水工事費は、公共の用に供する排水施設、敷地の排水溝、ならびに調整池の築造費等について算定 終末処理施設については別途計上する 公園施設工事費は、公園内の植樹、遊具施設について算定 附帯工事費は、仮設工事費、道路復旧費等、工事に関連して必要な費用について算定 | × | △ | ○ |
| | 工事費等に関する積算資料 | <ul style="list-style-type: none"> 見積書等 | | | |
| 6 | 申請者の資力信用調書 ※第8号様式 | <ul style="list-style-type: none"> 「法令による許可等」の欄は、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業許可等を明記 公共団体の場合は、予算書の抄本を添付 | × | △ | ○ |
| | (個人) ①住民票 ②預金残高証明書 ③融資証明書 ④納税証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 住民票は発行後3ヶ月以内のもの 預金残高証明書、融資証明書金融機関が2ヶ月以内の残高等を証明したもの(複数機関のときは同一日付の残高等を証明したもの) 納税証明書は前年度分の固定資産税、個人事業税及び市町村民税に係るもの | | | |
| | (法人) ①登記事項証明書 ②定款 ③預金残高証明書 ④融資証明書 ⑤納税証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書は発行後3ヶ月以内のもの 預金残高証明書、融資証明書金融機関が2ヶ月以内の残高等を証明したもの(複数機関のときは同一日付の残高等を証明したもの) 納税証明書は前年度分の固定資産税、法人事業税及び法人市町村民税に係るもの | | | |
| 7 | 設計者の資格に関する申告書 ※第12号様式 | | △ | △ | △ |
| | ①設計者の資格に関する卒業証明書又は免許証等の写し ②実務経歴証明書又は在職証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 証明書は発行後3ヶ月以内のもの | | | |
| 8 | 工事施行者の工事能力調書 ※第9号様式 | <ul style="list-style-type: none"> 「法令による許可等」の欄は、建設業法による許可の種類を明記 | × | △ | ○ |
| | ①建設業等の許可証明書又は建設業等の許可書の写し ②法人の登記事項証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 建設業許可の種類については土木工事業であること(ただし、1件の請負金額が500万円以上(消費税を含む)の工事) 登記事項証明書は発行後3ヶ月以内のもの | | | |
| 9 | 開発区域の土地等の登記全部事項証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 開発区域内、区域外施行箇所の土地の登記全部事項証明書は全て添付 既に開発許可を取得した区域を含む体開発については今回開発に係る部分のみの登記事項全部証明書で可 開発区域内に既存の建築物があるときは、その登記事項全部証明書を添付 | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | |
|----|--------------------------------------|---|---|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・未登記建物の場合は資産証明書を添付 ・発行後3か月以内のもの ・開発行為同意書の記載順に編綴 ・コピー不可 | | | |
| 10 | 開発行為同意書 ※第10号様式 | <ul style="list-style-type: none"> ・「権利の対象物」欄には、土地、建築物等の別を記入し、() 内には、土地については地目を、建築物等については用途を記入 ・「権利の種類」欄には、所有権・永小作権・地上権・貸借権・質権・抵当権・根抵当権・先取特権等の種別を記入 ・権利者が死亡している場合は相続関係が分かる書類を併せて添付 ・土地・建物権利者以外の同意書はコピーで可 | ○ | ○ | ○ |
| | ①同意者の印鑑登録証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・発行後3か月以内のもの | | | |
| 11 | 公共施設管理者同意書 | <ul style="list-style-type: none"> ・写し(要原本照合)を提出 ・開発区域外においても、開発行為に伴って変更又は廃止される公共施設があればこれを含む ・区域周辺が農地で農業用水が生きている場合、同意が必要 ・管理者によっては法32条同意であることを明記していない場合もあるが即した内容であれば可 | ○ | ○ | ○ |
| 12 | 公共施設管理予定者との協議一覧表 ※第16号様式 | | ○ | ○ | ○ |
| | ①公共施設管理予定者との協議経過書 ※第17号様式 | <ul style="list-style-type: none"> ・写し(要原本照合)を提出 ・国有財産の処理が伴う場合特に注意 ・公共施設が事業主管理となる場合、将来に問題が生じないように手当をしておくことが必要(特に公園、緑地) | | | |
| 13 | 工事の工程表 | <ul style="list-style-type: none"> ・梅雨期にかかる工事については特に詳細に記入 | × | ○ | ○ |
| 14 | その他、関係法令に基づく許可、認可等が必要な場合はその許可等に関する書面 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の許認可が必要な場合は、写しを添付 ・同時許可以外は、関係法令許可書の写しを添付 ・同時許可となるものは、許可申請書の写しを添付 ・農地転用がある場合、申請書の写し(受付印のあるもの) | ○ | ○ | ○ |

《図面、計算書等》

※ 申請図書の凡例については、別表によること

※ 設計者の記名押印又は署名をすること

| 順 | 図書の名称 | 縮尺 | 明示すべき事項及び注意事項 | A | B | C |
|---|---------|----------------|--|---|---|---|
| 1 | 開発区域位置図 | 1/50,000 以上 | ①方位 ②開発区域の位置 ③主要交通機関からの経路、名称 ④主要道路の名称 ⑤排水先の河川への経路、名称 ⑥周辺の都市施設 ※1/10,000の総括図のある区域はそれによること ※排水経路は着色 ※市販の住宅地図等の場合は原本(コピーは不可) | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 開発区域区域図 | 1/2,500 以上 | ①方位 ②開発区域、市町村界、町又は字界、都市計画区域界 ③土地の地番及び形状(公図の各筆を割り込んだものを明示) ※1/2,500の都市計画図のある区域はそれによること ※開発区域は朱線で明示(以下の図面も同じ) ※市販の住宅地図等の場合は原本(コピーは不可) | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | | |
|---|-------------------|---------------|---|---|---|---|
| 3 | 現況図 | 1/2,500 以上 | ①方位 ②地形 ・標高差を示す等高線 ・植生区分 ・既存建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 ③開発区域の境界（朱書き） ④開発区域及び開発区域の周辺の公共施設 ・道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公益施設の位置及び形状 ・道路の幅員、道路交差点の地盤高、河川又は水路の幅員 ⑤令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団の状況（位置） ⑥令第28条の2第2に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況（位置） ⑦写真撮影場所、方向等を記入 ※等高線は2mの標高差を明示 ※樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が1ha以上の開発行為について記載 ※接続先道路の名称・種別・幅員を記入 ※市販の住宅地図等の場合は原本（コピーは不可） | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 開発区域及び周辺の土地の公図の写し | | ①方位 ②開発区域の境界 ③地番、地目、権利者氏名 ④道路、河川・水路 ※開発区域の境界を朱書き ※周辺部も記入 ※転写場所、転写日、転写者名、を記入 ※複数枚になる場合は、参考図として大判で1枚にした集成図を添付 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 求積図 | 1/500 以上 | ①開発区域求積図 ②新旧公共施設求積図 ③区画割求積図 ※求積方法は三斜法等として算式も明示（座標求積の場合は、全座標点を網羅して求積すること） ※測点が密集する箇所は、拡大図を作成すること ※予定道路、その他の道路、水路、公園等を区別して算出 ※崖、法、未利用空地等も算出 ※開発区域外周及び各施設の辺長を表示すること | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 土地利用計画図 | 1/1,000 以上 | ①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③公共施設の位置及び形状 ・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置 ・開発区域内の既存道路の位置、形状及び幅員 ・開発区域外の道路の位置、形状及び幅員 ・接続先道路、取付道路の名称、位置、形状及び幅員 ・新設する道路の位置、形状、勾配、幅員、交差点及び隅切り辺長 ・排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 ・都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 ・消防水利、河川その他の公共施設の位置、形状及び幅員 ・貯水施設の形状及び面積 ・遊水池（調整池）の位置及び形状（多目的利用の場合にあつては、専用部分と多目的利用の区分） ④予定建築物等の敷地の形状及び面積 | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | | |
|---|---------|---------------|---|---|---|---|
| | | | ⑤敷地に係る予定建築物等の用途 ⑥公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 ⑦樹木又は樹木の集団の位置 ⑧緩衝帯の位置、形状及び幅員 ⑨法面（がけを含む。）の位置及び形状、擁壁の位置及び種類 ⑩開発区域内の既存建築物の位置 ⑪街区又は敷地の番号、辺長、面積、計画地盤高 ※凡例毎に着色するのが望ましい（蛍光ペンは不可） ※植栽する場合は樹木の種類を明示 ※工区分けがある場合、工区毎の完成形及び全体の完成形を作成する必要がある | | | |
| 7 | 造成計画平面図 | 1/1,000 以上 | ①方位 ②開発区域の境界（朱書き） ③切土又は盛土をする土地の部分 ④擁壁の位置、種類、高さ、延長 ⑤法面（がけを含む）の位置、形状、高さ、勾配、保護方法 ⑥道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 ⑦調整池の位置及び形状 ⑧予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ⑨計画地盤高 ※切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときはその部分を図示 ※現況図に重ね合わせて作成 ⑩隣接地の地盤高及び建物の位置 ⑪断面図作成箇所（A-A'等） ⑫ベンチマークの位置と高さ ※工区分けがある場合、工区毎の完成形及び全体の完成形を作成する必要がある | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 造成計画断面図 | 1/1,000 以上 | ①測点番号（A-A'等） ②開発区域の境界 ③切土又は盛土をする前後の地盤面 ④現地盤面と計画地盤面 ⑤計画地盤高 ⑥擁壁の構造及び垂直高 ⑦がけの勾配及び垂直高 ⑧法面の勾配、垂直高及び排水施設 ⑨表土の復元のある部分 ※高低差の著しい箇所について作成 ※盛土の場合、土質及び施工方法を明示 ※区域外の地形も含んだ断面を作成 ※工区分けがある場合、工区毎の完成形及び全体の完成形を作成する必要がある | ○ | ○ | ○ |
| 9 | がけの断面図 | 1/50 以上 | ①がけの高さ、勾配 ②土質（土質の種類が2以上のときは、それぞれの土質） ③地層の厚さ ④切土又は盛土をする前の地盤面 ⑤小段の位置及び幅 ⑥がけ面の保護の方法（石張り、張り芝、モルタル吹きつけ等） ⑦排水施設の位置及び形状 ※切土は高さが2mをこえるがけ ※盛土は高さが1mをこえるがけ ※切土と盛土を同時の場合は高さが2mをこえるがけについて作成 ※がけの種類毎、各位置毎に標準図を作成 | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | | |
|----|--------------|---------|---|---|---|---|
| 10 | 擁壁の断面図 (構造図) | 1/50以上 | ①擁壁の寸法及び勾配 ②擁壁の材料の種類及び寸法 ③裏込めコンクリートの寸法 ④透水層の位置及び寸法 ⑤水抜き穴の位置、寸法及び材料 ⑥伸縮目地の位置 ⑦隅部の補強の位置 ⑧擁壁を設置する前後の地盤面 ⑨天端より土羽を打った場合、勾配及び寸法 ⑩基礎地盤の土質 ⑪基礎くいの位置、材料及び寸法 ⑫改良地盤の範囲及び方法 ※鉄筋コンクリート擁壁のときは配筋図が必要 ※コンクリート強度、基礎材規格値を表示すること ※二次製品 (宅造認定品) の製品名を表示すること ※複数の種類がある場合は、種類ごとに作成 ※代表断面図毎に図面作成 ※各構造物の仕様や設計条件等、必要事項を記入すること ※国土交通省標準図集を使用する場合は、設計条件等、必要事項を記入すること | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 擁壁の展開図 | 1/50以上 | ①基礎幅 ②基礎前端厚 ③擁壁全高 ④根入れ深さ ⑤擁壁高 ⑥造成計画高 ⑦地盤高 ⑧単距離 ⑨距離 ※伸縮目地は、原則として20m以内につき1箇所 ※図の下側に各変化点での値が分かるように記入 | ○ | ○ | ○ |
| 12 | 排水施設計画平面図 | 1/500以上 | ①方位 ②開発区域の境界 (朱書き) ③排水区域の区域界 ④調整池の位置及び形状 ⑤都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ⑥道路側溝その他の排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法及び勾配 ⑦排水管の種類、位置、延長、勾配及び内径 ⑧人孔の位置及び人孔間距離 ※集水区域を番号、系統毎に色分け、流下方向明示 ⑨集水ますの位置、形状、内径又は内法幅、深さ ⑩水の流れの方向 ⑪吐口の位置 ⑫放流先河川又は水路の名称、位置、形状及び断面寸法 ⑬予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ⑭道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ⑮法面 (がけを含む) 又は擁壁の位置及び形状 ⑯流量計算書との照合符号 ⑰縦断図作成箇所 (A-A'等) ※集水区域を番号、系統毎に色分け、流下方向明示 ※流域界、集水系統別に色分け | ○ | ○ | ○ |
| 13 | 排水施設構造図 | 1/50以上 | ①排水施設構造詳細図 ②開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水桝吐口等 | ○ | ○ | ○ |
| 14 | 排水施設縦断図 | 1/50以上 | ①測点番号 (A-A'等) ②排水施設の延長、寸法、勾配 ③排水施設高 | △ | △ | △ |

| | | | | | | |
|----|----------|---------|--|---|---|---|
| | | | ④人孔種類、位置・記号 ⑤人孔間距離 ⑥断面図作成箇所（A-A'等） ※1ha未満でも落差工のある時は作成 | | | |
| 15 | 流末水路構造図 | 1/50以上 | ①放流先の水路、河川の構造詳細図（常水面も表示のこと） ②放流口の排水施設の構造詳細図 ※遊水池等の場合はその構造 | ○ | ○ | ○ |
| 16 | 排水先流路図 | 1/500以上 | ①方位 ②排水経路の道路、水路等の名称、管理者名及び寸法 ③排水先の河川等の名称及び寸法 ④排水経路の延長 ※申請地から河川までの排水経路を明示 ※水の流れの方向を矢印で明示 | ○ | ○ | ○ |
| 17 | 道路計画平面図 | 1/500以上 | ①方位 ②開発区域の境界 ③道路交点・宅地・公園その他の公共施設の計画高 ④路線番号 ⑤測点 ⑥縦横勾配・延長 ⑦曲線半径 ⑧縦断曲線延長 ⑨勾配変化点の高さ及び区間距離 ⑩L型及びU字溝の種別 ⑪舗装種別 ⑫安全施設の位置・形状・ガードレール等 ⑬帰属する道路区域 ⑭在来公道の位置・形状 | ○ | ○ | ○ |
| 18 | 道路横断図 | 1/100以上 | ①路面、路盤の詳細 ②幅員構成（車道、歩道、中央帯、停車帯、自転車帯、自転車歩行者通行帯、路肩等による構成幅員） ③中央高からの高低差 ④中心線からの単距離及び追加距離 ⑤測点及び路線番号 ⑥道路側溝の位置、形状、寸法 ⑦雨水枳及び取付管の形状 ⑧埋設管の位置、勾配、形状及び人孔の形状 ⑨道路横断勾配 ※道路、幅員、構造別に表示 | ○ | ○ | ○ |
| 19 | 道路縦断図 | 1/500以上 | ①測点、勾配 ②計画等、地盤高 ③単距離、追加距離 ④道路記号 ⑤基準線 ※幹線街路及び主要区画街路について作成 | ○ | ○ | ○ |
| 20 | 公園広場等計画図 | 1/100以上 | ①方位 ②公園、広場の形状、寸法、施設の種類、構造、配置、寸法、高さ ③出入口及びさく又はへの形状及び寸法 ※造成緑地についても作成 | × | ○ | ○ |
| 21 | 貯水施設詳細図 | 1/50以上 | ①躯体形状、寸法 ②各部配筋状況 ③基礎断面図 ④土被り寸法 ⑤蓋平面図 ⑥使用するコンクリート及び鉄筋の品質 | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | | |
|----|------------------|---------------|--|---|---|---|
| 22 | 防災工事計画平面図 | 1/1,000 以上 | ①地形（等高線等） ②計画道路路線 ③防災施設の位置、形状、寸法、名称 ④段切位置 ⑤表土除却位置 ⑥へドロ除却位置、除却深さ ⑦流土計画 ⑧工事中の雨水、排水系路、沈砂池 ⑨防災施設の設置時期及び期間 ※開発区域が10ha以上の場合は、防災設計図を別途作成 ※工区分けがある場合、工区毎の完成形及び全体の完成形を作成する必要がある | ○ | ○ | ○ |
| 23 | 防災施設構造図 | 1/50 以上 | ・防災施設構造詳細図 ※防災調節池、調整池、沈砂池等防災施設について作成 | ○ | ○ | ○ |
| 24 | 給水施設計画平面図 | 1/500 以上 | ①方位 ②開発区域の境界 ③給水施設の位置、形状、内のり寸法 ④取水の位置及び方法 ⑤消火栓の位置 ⑥予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ※排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい | ○ | ○ | ○ |
| 25 | 下水道縦断面図 | 1/500 以上 | ①人孔の種類、形状、位置、間隔 ②配水管の勾配、管径、土被、管低高 ③地盤高、計画地盤高 ※道路縦断面図と兼ねてもよい | ○ | ○ | ○ |
| 26 | 電気施設等計画平面図 | 1/500 以上 | ・電柱・電話柱等の位置、配線 ・ガス基地の位置、配管 ※電柱は道路面に設置しないこと ※電気供給者、NTT、ガス供給者と協議のうえ作成 | × | ※ | ※ |
| 27 | 予定建築物等の立面及び平面図 | 1/100 以上 | ・建築物等の用途 ※分譲目的の場合等、建築物の規模等が未定の場合は添付不要 | ○ | ○ | ○ |
| 28 | その他の公共、公益施設計画平面図 | 1/100 以上 | | × | ○ | ○ |
| 29 | 公共施設の管理者に関する図面 | 1/500 以上 | ①方位 ②開発区域の境界 ③廃止される公共施設 ④変更される公共施設 ⑤新設される公共施設 ⑥新旧公共施設一覧表 ※道路、水路、公園等について作成 ※公図を基に作成・新旧公共施設一覧表には番号、面積、管理者、所有者記入 ※一覧表と符合させる | × | ○ | ○ |
| 30 | 擁壁の構造（安定）計算書 | | ①設計条件 ②土圧 ③転倒に対する安定 ④滑動に対する安定 ⑤沈下に対する安定 ⑥各部断面の検討 ⑦掘削面の検討 ⑧地震に対する安定 ⑨基礎杭の検討 ※鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁、その | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | |
|----|-----------------|---|---|---|---|
| | | <p>他橋梁等の構造物を設置するとき</p> <p>※建設省及び福島県の図集使用のときはその写し</p> <p>※5 mを超える場合は土質調査報告書を添付</p> <p>※土圧は計算方法を明らかにすること</p> <p>※二次製品はカタログの写しを添付し、該当箇所に着色表示をすること</p> | | | |
| 31 | 斜面（地盤）の安定計算書 | <p>①設計条件</p> <p>②土圧</p> <p>③斜面先崩壊の検討</p> <p>④斜面崩壊の検討</p> <p>⑤底部崩壊の検討</p> <p>※擁壁で保護しないがけ等について作成</p> | ○ | ○ | ○ |
| 32 | 土地調査書及び地盤改良計算図書 | <p>①土質の状況、地盤改良の計画</p> <p>・軟弱地盤等を含む場合に添付</p> | ○ | ○ | ○ |
| 33 | 水理計算書 | <p>①計画流出量、流速、流量、トレンチ等</p> <p>※排水施設、下水道施設、防災施設等について作成</p> <p>※開発区域内における雨水、汚水について流水方向別に排水区域図を作成し、集排水系統別に計画流出量を算定</p> <p>※放流先排水施設の排水能力に関する資料を添付</p> | ○ | ○ | ○ |
| 34 | 仕様書 | <p>※開発区域が10ha以上の場合は必ず添付。10ha未満の場合は必要に応じ添付</p> | ○ | ○ | ○ |
| 35 | その他必要に応じ指示する図書 | <p>※地質構造図、ボーリング調査等の結果</p> <p>※土質試験結果</p> <p>※軟弱地盤処理計画書</p> <p>※土量計算書（切土量、盛土量、搬入土量及び搬出土量を算定して土量移動計画図との対象を明記）1ha以上の造成又は切土、盛土の面積が3,000㎡以上の場合に添付</p> <p>※防災計画書（参考様式3）</p> <p>※工作物等の施設の能力に関する計算書</p> <p>※ごみ集積所の位置、寸法等（1ha未満の場合も添付）</p> <p>※残土処理場等（開発区域外に搬出する場合）</p> <p>※樹木の保存、表土の保全に関する計画書</p> | × | △ | △ |

擁壁の種類別添付資料

| 擁壁の種類 | | 構造 (安定) 計算書 | 構造 図 | カタ ログ | 宅造 認定 証 | 土質 試験 結果 |
|----------------------|--------------------------------------|-------------------|---------|----------|---------------|----------------|
| 現場 打 擁 壁 | 本節に規定する重力式擁壁 (土質等の設計条件が合致する場合に限る) | | ○ | | | ○ |
| | 上記以外の重力式擁壁 | ○ | ○ | | | ○ |
| | もたれ擁壁 | ○ | ○ | | | ○ |
| | 片持梁式擁壁 | ○ | ○ | | | ○ |
| プレ キャスト 擁 壁 | 宅造認定品のプレキャスト擁壁(注1) | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 宅造認定品のプレキャスト擁壁で認定以外の条件で使用 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | 宅造認定品以外のプレキャスト擁壁 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| ブ ッ ク 積 | 宅造法令第8条に規定するブロック積 | | ○ | | | ○ |
| | 宅造認定品のブロック積 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 宅造認定品のブロック積で認定以外の条件で使用 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | 本節に規定する重力式擁壁 (土質等の設計条件が合致する場合に限る) | ○ | ○ | | | ○ |

(注1) 宅造認定品とは、宅造法施行令第14条による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(注2) 土質試験結果とは、背面土および基礎地盤の土質試験結果を指す。現地の土質が、安定計算書や構造図等において明示している土質等の設計条件と合致していることを確認するためである。